

鹿屋市求人情報発信支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者の人材確保支援を図るため、就職支援事業者のサポートを受け就職情報サイトに求人情報を掲載する事業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市求人情報発信支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職情報サイト 就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として開設されたサイトをいう。
- (2) 就職支援事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定による有料職業紹介事業の許可を受け、雇用条件等に対する助言及び就職情報サイトに掲載するための取材、原稿作成、写真撮影等の支援が可能な事業者（就職情報サイトの運営事業者を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本社を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 市税（市外に住民登録がある個人事業主については、当該市区町村における市区町村民税）の滞納がないこと。
- (3) 特定の政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
- (5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、市内本社及び事業所等への正社員の採

用及び配属を目的として、就職支援事業者のサポートを受け、新たに就職情報サイトに求人情報を掲載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としない。

(1) 国、県その公共団体等から本補助金と同様の趣旨の補助金、交付金等の対象となっているもの

(2) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、就職サイトの掲載に係るもので、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

区分	補助対象経費
初期費	初期登録に係る費用
掲載費	求人広告掲載料に係る費用。ただし、掲載期間は1年を限度とする。
支援費	雇用条件等に対する助言及び取材、原稿作成等に係る費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内とし、40万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 鹿屋市求人情報発信支援事業計画書（別記第1号様式）

(2) 収支予算書（別記第2号様式）

(3) 補助対象経費が確認できる書類の写し（見積書等）

(4) 市内に本社を有することが確認できる書類の写し（確定申告書等）

(5) 滞納のない証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市求人情報発信支援事業実績書（別記第1号様式）
- (2) 収支精算書（別記第2号様式）
- (3) 就職情報サイトの掲載画面の写し
- (4) 請求書及び支払完了が確認できる書類の写し（領収書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 規則第16条の補助金の請求は、鹿屋市求人情報発信支援事業補助金交付請求書（別記第3号様式）によるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、就職情報サイトへの掲載が終了した日から起算して30日を経過した日までに、鹿屋市求人情報発信支援事業状況報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条、第8条関係）

鹿屋市求人情報発信支援事業計画書（実績書）

1 申請者の概要

会社名			
本社住所（所在地）	〒		
代表者役職/氏名			
業種			
主たる事業			
担当者の部署/氏名			
電話番号		FAX	
メールアドレス			
従業員数（申請日現在）	男性	女性	合計
	人	人	人
	うち正社員	人	人
	うち正社員の若年(15～34歳)雇用者数	人	人
	うち非正社員(パート・契約社員)数	人	人
その他	人	人	人

2 採用を予定している本市内の事業所情報（1と同じ場合は記載不要）

事業所名			
所在地	〒		
代表者役職/氏名			

注 事業所が複数ある場合は、別紙（任意様式可）に記載すること。

3 事業の概要（該当する事業欄に記入又は内容が分かる資料を添付してください。）

(1) 就職情報等に関する支援関係

就職支援事業者名	
支援実施日	
サポート内容	

(2) 就職情報サイト掲載関係

掲載情報サイト名称	
運営会社名称	
掲載開始日 及び終了日	年 月 日～ 年 月 日

4 募集する職種及び人数（本市内事業所分）

職種	人数	人
	人数	人
	人数	人

5 正社員採用計画及び前年度採用者数（市内事業所の採用に限る。）

区分	求人数				前年度採用者数			
	中途	高校	短大・専門等	大学等	中途	高校	短大・専門等	大学等
中途採用	人	/	/	/	人	/	/	/
新規学卒者	/	人	人	人	/	人	人	人
計	人				人			

第2号様式（第7条、第8条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 資金調達内訳

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	備 考
市 補 助 金		2の補助対象経費の合計額の2/3以内かつ上限40万円（千円未満切捨て）
そ の 他		
受益者負担		自己資金等
合 計		

2 資金支出内訳

区 分	予 算 額 (精 算 額)	補助対象経費	備 考
初期費			
掲載費			
支援費			
その他			
合 計			

注1 「予算額（精算額）」、「補助対象経費」欄は、消費税を除いた額を記入すること。

2 「備考」欄は、区分ごとの積算根拠を記載すること。

3 行が足りない場合は、別葉として添付すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿屋市求人情報発信支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市求人情報発信支援事業補助金
交付確定通知書に基づく 年度鹿屋市求人情報発信支援事業補助金を下記
のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合
支店名	支店・支所 出張所
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

注 口座を明確に照合できるもの（通帳コピー等）を必ず添付してください。

第4号様式（第10条関係）

鹿屋市求人情報発信支援事業状況報告書

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地
名称
代表者名

1 事業の状況

(1) 掲載ページアクセス数	件
(2) ウェブサイトを通じたエントリー数	件
(3) ウェブサイトを通じた採用数	人
就職情報等に関する支援及び就職情報サイト掲載の効果	

2 正社員採用職種及び人数（本市内事業所分）

職 種	人 数	人
	人 数	人
	人 数	人

3 正社員採用者の内訳

区 分		本年度採用数		次年度採用予定数	
			うち県外		うち県外
中途	34歳以下	人	人	人	人
	35歳以上	人	人	人	人
新卒	高校	人	人	人	人
	大学	人	人	人	人
	短大、高専、専門学校	人	人	人	人
合 計		人	人	人	人